

# 使用料金表(運動施設)

(単位:円)

施設	使用区分	学校	総合公園	社会体育施設等	
体育館 (甘楽町・旧二中・三中)	午前			1,500※	
	午後			1,500※	
	夜間			1,500※	
ミーティングルーム	午前			甘楽町体育館 と一体で使用	
	午後				
	夜間				
旧二中武道場	午前			500	
	午後			500	
	夜間			500	
小中学校体育館	午前	1500※			
	午後	1500※			
	夜間	1500※			
中学校武道場・卓球場	午前	500※			
	午後	500※			
	夜間	500※			
校庭	午前	500			
	午後	500			
	夜間	500			
夜間照明	1H毎	100	2,300		
野球場	午前		1,000		
	午後		1,000		
	夜間		1,000		
運動場	陸上競技場(全面)	午前		1,000	
		午後		1,000	
		夜間		1,000	
	陸上競技場(半面)	午前			500
		午後			500
		夜間			500
	Aグラウンド	午前		500	
		午後		500	
		夜間		500	
	Bグラウンド(全面)	午前		1,000	
		午後		1,000	
		夜間		1,000	
	Bグラウンド(半面)	午前		500	
		午後		500	
		夜間		500	
琴平山グラウンド	午前			500	
	午後			500	
	夜間			500	
浅間堤グラウンド	午前			500	
	午後			500	
	夜間			500	
テニスコート	全天候(1面) (ふるさと館前)	午前	300		
		午後	300		
		夜間	300		
	クレーコート(1面) (総合公園・浅間堤・ 旧二中)	午前	200		200
		午後	200		200
		夜間	200		200
弓道場	午前		500		
	午後		500		
	夜間		500		

## 備考

- ・※ 当分の間、体育館の使用料(甘楽町・旧二中・三中)は、この規定にかかわらず、1使用区分500円とする。
- ・※ 当分の間、小学校体育館の使用料は、この規定にかかわらず1使用区分500円(6月から10月、1月から3月は800円)とする。ただし、甘楽中学校体育館については、1使用区分1,000円(6月から10月、1月～3月は1,600円)とする。
- ・※ 甘楽中武道場及び卓球場は、1使用区分500円(6月から10月、1月から3月は800円)とする。
- ・ 当分の間、社会体育施設及び学校施設の使用料は、この規定にかかわらず、同一施設において、同一団体等で同一年度内で50,000円を超えた使用料は減免とする。
- ・ 使用区分を越えた使用時間の繰り上げ又は延長による使用(使用が可能な場合に限る)の場合は、2時間を限度として時間当りの使用料を加算する。
- ・ 利用時間は、午前は7:00～12:00、午後は12:00～17:00、夜間は17:00～21:30
- ・ 町外者の利用は5割増し、営利目的等利用は2倍の使用料とする。